

川崎市地域自立支援協議会の取組整理表

会議・部会名(事務局)	部会設置理由	地域課題(R5)	主な取組内容(R3,R4)	協議会としての意見と今後の取組の方向性
市企画運営会議 (地域包括ケア推進室) 資料4-1 P2~P3		・川崎市における相談支援体制の強化 (障害福祉サービス利用以外のニーズも含め、適時・適切に対応できる体制)	・障害者相談支援体制の再編に向けた協議(R3) ・障害者相談支援体制の令和4年度における評価・検証(中間評価) ※別紙、資料3-2	・情報にアクセスしづらい当事者や家族に対する周知等、 より効果的な周知 方法について、具体的な取組を進めていく必要がある。 ・複雑多様化した相談に対応するためには、相談支援従事者の 人材育成や専門性の向上 、地域における 関係づくり 、 支援手法の蓄積、共有 等が必要である。
相談支援部会 (障害計画課、地域包括ケア推進室) 資料4-1 P4~P5	・相談支援事業所の運営上、相談員数が少人数配置のため、事業所内でのOJTが進みにくく、経験の浅い相談支援専門員が育ちにくい状況がある。 ・本来のケアマネジメントが実践できず、サービス調整にとどまる場合がある。	・計画相談支援の拡充 ・指定特定相談支援事業所の業務円滑化 ・市内の相談支援機関の役割の明確化 ・市内の相談支援機関相互の連携強化	・「指定特定相談支援事業所向け計画相談支援の手引き」を更新 ・「事業所・施設による代替的サービス等利用計画(サポートプラン)作成マニュアル」の作成。 ・一部の区において、区役所によるセルフプラン作成支援を実施している利用者と指定特定相談支援事業所とのマッチングを行うモデル事業を実施。	・相談支援体制を構成する機関同士の 連携強化 及び 情報共有・情報発信 の仕組みについて検討を進める必要がある。 ・ケース対応における基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所との役割と連携について検討し、相談支援事業所に対する 後方支援の強化 が必要である。 ・事業所・施設による代替的サービス等利用計画(サポートプラン)について、アンケート結果を踏まえた検討を行う必要がある。 ・計画相談支援の拡充を進めるため、指定特定相談支援事業所の 採算性の向上 や、相談支援従事者への 支援者支援を強化 する必要がある。
精神障害者地域移行・地域定着支援部会 (総合リハビリテーション推進センター) 資料4-1 P6	・平成16年から実施してきた退院促進事業から取組みを継続している。(平成28年度から部会化) ・体制整備強化と市内精神科病院との連携強化による一体的な取組みが必要である。	・長期入院している精神障害者の地域移行・定着支援の取組推進と支援体制の強化	・川崎市に特化した「地域移行・地域定着支援ガイドライン第1版」を作成。 ・福祉と住宅の連携推進を目標に、「入居者情報共有シート」を作成。 ・アンケート調査の実施や活動報告会を開催。 ・「地域移行支援対象者実態調査」を実施。	・精神科病院と地域の関係機関の連携による取組の拡充や後方支援機関との 重層的な支援体制の構築 が必要である。 ・ 住宅分野と福祉分野の横断的な連携強化 が必要である。 (協議会としての具体的な取組案) ①「地域移行・地域定着支援ガイドライン第1版」を踏まえ、普及啓発や実践をさらに進める。 ②「入居者情報共有シート」の活用も含めて、居住支援協議会と連動して取組を進める。 ③様々な関係機関と連携を図りながら、ピア活動を定期的に継続できる仕組みづくりを進める。 ④実態調査により得られたデータを活用し、地域移行・地域定着支援の推進を図る。
入所施設からの地域移行部会 (障害計画課、総合リハビリテーション推進センター) 資料4-1 P7	・意思決定支援に基づき、地域移行を進める必要があるが、その手法や過程等について、標準例を示す必要性がある。	・障害者支援施設(入所施設)からの地域移行の促進及び地域生活の定着支援の強化	・「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドラインVer1.0」を作成。 ・入所施設からの地域移行支援従事者研修や入所施設からの地域移行実践報告会等を開催。	丁寧な意思決定支援 の推進、 社会資源の確保・拡充 、地域移行に向けた 理解の促進 、 障害の重度化・高齢化 を踏まえた支援、 関係機関連携 の推進が必要である。 (協議会としての具体的な取組案) ①ガイドラインを踏まえ、地域移行コーディネーターを活用した地域移行の実践(意思決定のためのGH体験宿泊の実施等) ②ガイドラインの普及を目的とした研修の実施 ③状況を踏まえた支援スキームの見直し
人材育成部会 (地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター) 資料4-1 P8	・ベテラン相談員と経験年数の少ない相談員に二極化しており、相談員の質の差が生じている。 ・事業所を越えた人材育成に繋がりにくく、知識や技術の積み上げに繋がっていない。	・川崎市の相談支援体制を踏まえた相談支援従事者の質の向上・人材育成	・平成31年に発行した「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」について、令和3年、4年に改訂を実施。	地域における相談支援従事者の 質の向上 や 人材育成 に関する具体的な取組、相談支援従事者としての 役割の実践 等が必要である。 (協議会としての具体的な取組案) 国の動向に留意しつつ、川崎市における相談支援従事者のあり方や基本的な方向性に関する協議を行う。